

「監事監査報告書」

2021年5月21日

学校法人 明治学院
理 事 会 御 中

私たち学校法人明治学院監事 辻 泰一郎、永嶺 雄三は、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第23条の定めに従い、2020年4月1日から2021年3月31日までの本法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況を監査しました。その結果について以下のとおり報告します。

1. 監査の方法

監事は全ての常務理事会、理事会、評議員会に陪席し意見を述べたほか、理事長、学院長、学長、高校長、中学・東村山高校長、総務担当理事、財務理事など業務執行理事から業務の報告を聴取するとともに、重要部局の責任者にヒアリングを行いました。それらを通じて学院の現況及び将来の展望（事業計画、中期計画等）、教学全般の状況（入試、就職、明治学院教育ビジョン、補助金の採択状況等）、法人の法務関連の対応状況、並びに財務の状況について把握するように努めました。

監査の実施にあたっては、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人から報告及び重要事項についての説明を受けて意見の交換を行い、またその実査にも立ち会いました。さらに、業務監査を実施し、重要な決裁書類の提出を受けてこれを閲覧し、監査しました。

2. 監査の結果

- (1) 法人の業務に関しては、不正の行為がなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重大な事実はなく、建学の精神に立って良質な教育を実践するために妥当で有効な運営が行われていると認めました。
- (2) 法人の財産の状況に関しては、報告されている資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録は適正であり、法令及び寄附行為に従って法人の財産及び資金・事業活動収支の状況を正確に示しており、財産運用の健全性と透明性を確保していると認めました。
- (3) 理事の業務執行に関しては、上記(1)及び(2)を踏まえ適正に行われていると認めました。

3. その他の所見

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、遠隔（オンライン）授業による感染対策や学生・生徒への緊急支援対策を実施するなど、明治学院運営に携わる皆様が迅速かつ適切に対応したことを評価します。引き続き各種対策の実施並びに教育研究活動の更なる充実に取り組むことを望みます。

学校法人明治学院

監 事 辻 泰一郎 ㊟

監 事 永嶺 雄三 ㊟